

附属資料

附属資料 1. アジア各国における上場企業比較

		マレーシア	タイ	フィリピン	インドネシア	中国
	大企業	KL 証取一部 514 社	タイ証取 379 社	フィリピン証取 229 社	ジャカルタ証 取 312 社	上海証取 621 社 深セン証取 507 社
	同 上 時 価 総 額 (時価総 額/GDP)	114,076 百万 ^{ドル} (124.4%)	31,502 百万 ^{ドル} (26.1%)	46,718 百万 ^{ドル} (78.1%)	29,782 百万 ^{ドル} (20.1%)	580,990 百万 ^{ドル} (58.3%)
	中堅・中小 企業	KL 二部 297 社 MESDAQ ¹ 4 社	MAI ² 1 社	—	—	— ³
上 場 企 業 数 合計		815 社	380 社	229 社	312 社	1,128 社
うち製造業者 (対上場企業数比率)		262 社 (32.1%)	66 社 (17.3%)	25 社 (10.9%)	144 社 (47.8%)	711 社 (63.0%)
(対国内製造業者数比率)		(1.3%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.1%)
国内製造業 者数		20,204 社	81,699 社	90,028 社	2,752,765 社	506,445 社
	規模別製 造業者	5 人 未 満 6,076 社	5 人 未 満 30,181 社	9 人 以 下 79,032 社	5 人 未 満 2,501,465 社	小型 482,518 社
	(従業員 数)	5 ～ 1,999 人 14,049 社	5 ～ 999 人 51,146 社	10 ～ 99 人 9,350 社	5 ～ 19 人 228,685 社	中型 16,870 社
		2,000 人以上 79 社	1,000 人以上 372 社	100 ～ 199 人 752 社	20 人以上 22,615 社	大型 7,057 社
				200 人以上 894 社		

¹ 1999 年設立。

² 1999 年設立

³ 2000 年 1 月、中国证券监督管理委员会 (CSRC) が、上海、深センにハイテク企業向け新市場設置を発表。

潜在的市場予備軍	従業員 2,000 人以上 79 社: 売上額 669 億リンギ。1社あたり @8.5 億リンギ (約 2.2 億 ^{ドル})	従業員 1,000 人以上 372 社: 従業員数 754 千人。1 社あたり @2,026 人	大規模企業 894 社: 売上高 5,907 億ペソ。1 社あたり @6.6 億ペソ (約 0.3 億 ^{ドル})	従業員 20 人以上 22,615 社: 売上高 249.6 兆ルピア。1 社あたり 110 億ルピア (約 4.6 百万 ^{ドル})	大型企業 7,057 社: 付加価値 78 億元。1 社あたり 1.1 億元 (約 0.1 億 ^{ドル})
製造業 GDP / GDP	12.0%	30.1%	31.6%	25.8%	42.7%

出所: 榊大和総研「2001 年度版アジアの証券市場」、(財)中小企業総合研究機構「アジア中小企業の現状に関する調査研究」(1996 年)、国際協力銀行「東アジアの持続的発展への課題」(2001 年)等、各種資料により当方にて作成。

附属資料 2. アジア各国の銀行セクター概要

【タイ】

単位: 10 億バーツ

	銀行数		支店数		総資産		信用供与		預金残高		NPL 比率		CAR	
	97 末	01 末	99/6	01 末	97 末	00 末	97 末	00 末	97 末	00 末	98/6	01 末	98 末	01 末
タイ	35	13	3, 845	3, 701	{ 7, 428. 3	{ 6, 640. 2	{ 5, 829. 5	{ 4, 335. 4	{ 3, 859. 6	{ 4, 491. 1	31. 0%	10. 5%	10. 9%	13. 9%
	20	18	NA	NA							5. 5%	3. 2%	NA	NA
	91	21	NA	NA	1, 636. 8	667. 6	1, 400. 3	304. 5	549. 8	343. 7	52. 6%	9. 5%	NA	NA
	6	6	NA	NA	1, 078. 9	1, 407. 6	789. 3	986. 7	418. 0	692. 1	NA	NA	NA	NA
合計	152	58	-	-	10, 144. 0	8715. 4	8, 019. 1	5, 626. 6	4, 827. 4	5, 526. 9	32. 7%	10. 4%	-	-

注) 政府貯蓄銀行、農業・農協銀行、産業金融公社、政府住宅銀行、輸出入銀行(小規模企業金融公社は資産等には含まず)
出所: 国際金融情報センター、Bank of Thailand Monthly Bulletin 及び Home Page

【マレーシア】

単位: 10 億 RM

	銀行数		支店数		総資産		信用供与		預金残高		NPL 比率 ^{注2)}		CAR	
	97 末	00 末	97 末	01 末	97 末	00 末	97 末	01 末	97 末	01 末	98 末	01 末	98 末	01 末
マレーシア ^{注1)}	{ 35	17	{ 1, 671	{ 1, 758	{ 486. 6	{ 513. 6	214. 1	244. 2	231. 5	283. 2	10. 3%	10. 5%	11. 7%	12. 7%
		14					62. 2	80. 7	69. 1	85. 6	NA	NA	NA	NA
	39	19	1, 144	933	152. 4	109. 4	102. 5	92. 7	106. 6	84. 9	21. 6%	12. 8%	11. 1%	11. 4%
	12	12	24	22	44. 3	36. 9	23. 1	14. 6	26. 4	25. 4	25. 4%	26. 2%	15. 2%	19. 0%
合計	86	62	2, 839	2, 713	683. 3	659. 9	401. 9	432. 2	433. 6	479. 1	13. 6%	11. 5%	11. 8%	12. 8%

注1) 開発金融機関、デイスカウントハウス等は含まず

注2) NPL は 3 ヶ月基準

出所: 国際金融情報センター、マレーシア中央銀行 Monthly Bulletin 及び Annual Report

【インドネシア】

単位:兆ルピア

	銀行数		支店数		総資産		信用供与		預金残高		NPL 比率		外貨借入/総負債	
	97 末	01 末	97/10	01 末	99 末	01 末	99 末	01 末	99 末	01 末	99/3	01 末	97 末	01 末
インドネシア	5	5	1,853	1,807			152.1	159.9			47.5%			
国営														
民間外為、 民間非外為	92	80	4,331	3,988			61.5	107.8			76.9%			
地方開発	27	26	825	857			13.6	17.1			38.9%			
合弁、外銀	40	34	104	113			50.1	73.8			17.0%			
合計	164	145	7,113	6,765	1,006.7	1,099.7	277.3	358.60	617.6	797.4	24.4%	12.1% ^(注)	15.8%	10.9%

*合弁は 64.6%、外銀は 49.9%

注) 1999 年 12 月以降は商業銀行全体の数値しか発表されていない。なお、1999 年 12 月末の全体の NPL は 32.8%。

出所: 国際金融情報センター、Bank Indonesia Annual Report 2001 及び Home Page

【フィリピン】

単位:10 億ペソ

		銀行数		支店数		総資産		信用供与		預金残高		NPL 比率		CAR	
		97 末	00/末	97 末	00 末	97 末	01/6	98 末	01 末	97 末	01 末	98 末	01 末	98 末	00 末
フィリピン	民間商業	54	45	4,024	4,205	2,513.0	3,097.0	1,542.5	1,575.2			10.4%	17.0%	17.5%	15.6%
	うち外銀 ^{注)}		13					(155.7)	(253.6)			(7.9%)	(4.9%)		
	貯蓄	117	112	1,272	1,279	208.4	249.7								
	農村	832	790	883	1,122	57.6	70.9								
	合計	1,003	947	6,179	6,606	2,779	3,417.6								
	非銀行金融機関	7,085	5,097	3,030	4,026	610.3	693.4								
	合計	8,088	6,044	9,209	10,632	3,389.3	4,111.0								

注) 外銀現法を除く

出所: 国際金融情報センター、フィリピン中央銀行 Home Page

附属資料 3. アジア各国における証券市場の概要

主要取引所		マレーシア	タイ	フィリピン	インドネシア	中国
取引所		クアラルンプール証券取引所	タイ証券取引所	フィリピン証券取引所	ジャカルタ証券取引所	上海証券交易所 深セン証券交易所
取引時間		月曜～金曜 9:00～12:30 14:30～17:00	月曜～金曜 10:00～12:30 14:30～16:30	月曜～金曜 9:30～12:00	月曜～金曜 ⁴ 9:30～12:00 13:30～16:00	月曜～金曜 9:30～11:30 13:00～15:00
主要株価指数		KLSE 総合指数	SET 指数	マニラ総合指数	ジャカルタ総合指数	上海・深セン A株・B株
上場企業数 ⁵		811	379	229	312	1,128
時価総額(百万ドル) ⁶ (GDP 比)		106,182 (115.8%)	31,502 (26.1%)	46,718 (78.1%)	29,782 (20.1%)	580,990 (58.3%)
年間売買代金(百万ドル) ⁷		58,503	21,366	7,167	13,036	734,852
売買回転率 ⁸		55.1%	67.8%	15.3%	43.8%	126.5%
上場基準		①払込資本金60百万リンギ、②過去3	2000年6月に大幅修正され、数値的な	2000年5月、新基準がSECにより承	一部基準:①会社設立後、事業開始後	A株、B株の区別はない。①国務院証

⁴ 但し、金曜は9:30～11:30 及び 14:00～16:00。

⁵ 2001年7月末時点。

⁶ 2001年7月末時点。現地通貨ベースの数字を期末の為替レートで換算。GDP 比は時価総額を2000年のGDP 額で除したもの(なお、米国では125.3%。日本は70.9%)。

⁷ 2000年度の年間。現地通貨ベースの数字を期末の為替レートで換算。

⁸ 年間売買金額(2000年)を時価総額(2001年7月時点)で除したもの。

	年連続黒字で、その合計額が300万円以上かつ直近純利益が800万円以上、③一般株主数1,000人以上(資本金100万円未満)、1,250人以上(同100万円以上)、④一人当たり千株以上を持つ一般株主が発行済株主数の25%以上を保有。	基準緩和、内部管理・コーポレートガバナンス強化。形式基準(一般):①払込資本金2億バツ以上、②少数株主600人以上、払込資本金5億バツ以下の場合は払込資本金の20%以上等、③発行済株式式の販売数:5億バツ未満の場合は払込資本金の15%以上等、④最低1年間は同一の経営陣、⑤過去3年間以上の事業継続、かつ、前年の純利益が300万円バツ以上、前年の売上高が20億バツ以上、または、普通株式の時価が15億バツ以上、⑥株主資本合計2億バツ以上、⑦サイレントピリオド ⁹ :払込資本金の35%を6ヶ月間売却禁止。	認められた。取引所に1部と2部の區別はないが、1部上場、2部上場の2種類の基準適用。1部上場基準:①資本規模は、商工業で額面の最低が1バツ。授権資本4億バツ以上、払込資本金1億バツ以上又は授権資本の25%以上、②取締役最低7人、株主数最低1,000人、③直前3期連続で連結税引前利益にして累計500万円バツ以上、かつ各期のそれが100万円バツ以上、④最低公募額は、増資前の株式時価総額が10億バツ以下の場合、1億バツ又は株式時価総額の25%の大きい方。	3年以上②総資産3,000億ルピア以上、③2年間黒字(直近決算の税引前利益200億ルピア以上、直近2年間の税引前利益合計300億ルピア以上)、④営業キャッシュフローのうちコア事業からの売上が60%、⑤一般株主構成:100人以上又は払込資本金の35%以上、総株主数は1,000人以上。	券委員会の承認、②払込資本金が500万円以上、③設立後3年以上経過、直近3期連続利益計上、④額面1,000人民元以上の株式を保有する株主が1,000人、一般株主に対して発行される株式数は発行済株式総数の25%を下回ってはならない。⑤過去3年以内に法規違反がなく、財務諸表に虚偽がないこと、⑥取引所会員1名から2名の推薦、⑦法律等規則を満たす条件を具備していること。
証券市場をとりまく環境・制度					
証券関連規制	①プミプトラ政策:外国人の株式保有制限、公募株式のプミプトラ投資家への優先割り当て等(全企業の30%保有)	①為替管理:キャピタルゲインを自由に本国送金可能、②外国人持株規制は撤廃。	①外貨規制:外貨を原資としてフリピンへ投資する場合、バツを購入する時点で中央銀行にて登録する。	①為替規制:インドネシア国内への投資・送金、国外への投資・送金に対して為替管理上の規制は原則ない。	為替規制:正当な利益は国外に送金可能。

⁹ 新規上場後の発行株式数の5%以上を保有する株主及び経営陣とその関係者が対象となる規制。

		を目標とする。実績は20%程度。)	②外国人投資規制(ガイドライン): 上限30%。企業は定款により外国人の保有比率を制限可能。5百万リンギ以上、または議決権の15%以上の株式取得は外国投資委員会の承認が必要。しかし、経済危機後、暫定的に規制緩和。		登録済であれば元本・投資収益等を べんから外貨へ交換できる。 ②外国人投資規制:土地所有はフィリピン国籍の者が60%出資している企業に限られるため、多くの企業が外国人持ち株比率を上限40%としている。規制の詳細は、外国投資ネガティブリストにより規定。	②外国人投資規制:97年9月の規制緩和により、銀行を除く上場株式については外国人投資家の100%保有が認められた。	
証券税制	①配当課税:企業は株主に30%の法人税控除後の配当金を支払う。②キャピタルゲイン課税:非課税 ③法人税:税率28%	①法人投資家に対するキャピタルゲイン課税は15%の源泉徴収が原則。個人投資家の場合は非課税。②印紙税は、株価額面もしくは取引額の大きい方の1000分の1。	①配当課税:居住者は非課税、非居住者は法人35%、個人30%。②キャピタルゲイン課税:取引所上場株式を売却した場合は非課税。居住者が取引所以外の売買で得た所得は課税(法人10%)。	SECへの報告義務:配当、買収・合併等、株価形成に影響を与えるような重要な経営判断が発生した場合は10分以内に電話またはFAX連絡。2時間以内に書面で説明しなければならぬ。	報告義務:①監査済年次報告書、②半期末期、60日以内に半期報告書(未監査)、③四半期報告書(未監査)、④重要事項、⑤年次株主総会の2週間前までに資本市場管理庁が定めた内容の年次報告書を株主と資本市場管理庁に送付。	居住者に対する配当・利子への課税は、他の所得と合算され総合課税となり通常の所得税率が適用される。非居住者である外国投資家に対する配当への課税は原則、20%源泉徴収。	配当については20%の所得税が源泉徴収される。キャピタルゲインは非課税。外国投資家がB株(外資株)に投資して得た配当・キャピタルゲインについては現状、所得税免除。
ディスクロージャー	「1965会社法」が会計報告とディスクロージャーに関する大枠を規定。越旨は、投資家・株主の利益保護、インサイダー取引の禁止。取引所は99年3月に四半期報告書の導入を柱とする強化策を打ち出している。	SECへの定期的報告義務:①簡易監査済み四半期財務報告書、②監査済み年次又は半期財務報告書、③年次報告書、④追加的情報(決算期末より3ヶ月以内)。	SECへの報告義務:配当、買収・合併等、株価形成に影響を与えるような重要な経営判断が発生した場合は10分以内に電話またはFAX連絡。2時間以内に書面で説明しなければならぬ。	報告義務:①監査済年次報告書、②半期末期、60日以内に半期報告書(未監査)、③四半期報告書(未監査)、④重要事項、⑤年次株主総会の2週間前までに資本市場管理庁が定めた内容の年次報告書を株主と資本市場管理庁に送付。	99年7月証券法。公開情報は、中間報告、年度報告、臨時報告に分けられ、国務院証券委員会(CSRC)及び証券取引所に提出。		

会計制度	英国の制度導入。MIS と IAS が併用され、97 年設立の MASB (Malaysia Accounting Standard board) が新基準発表し、3つの基準が並存。しかし、2000 年からは、上場企業は MASB 基準。	TAS, TAS に定められていない事項が発生した場合は、IAS, FASB (財務会計基準審議会)、AICPA (米国公認会計士協会)の順で適用。	基本的には米国会計基準と同様。	会計原則は米国と同じで、83 年にインドネシア公認会計士協会が作成した会計原則に基づく。	経済体制改革の中、従来の計画経済・統制経済に合致した中国の会計制度から、資本主義的な制度に移行。1995 年、国際会計基準の導入に関する基本方針が打ち出され、IAS 導入中。
監督機関	○大蔵省 ○証券委員会 (SC) ○外国投資委員会 (FIC)	○大蔵省 ○証券取引委員会 (SEC)	○証券取引委員会 (SEC) ○フィリピン証券業協会 ¹⁰ ○投資家保護基金 ¹¹	○大蔵省 ○資本市場管理庁 ¹²	○中国証券監督管理委員会 (CSRC)
	マレーシア	タイ	フィリピン	インドネシア	中国

出所：(株)大和総研「2001 年度版アジアの証券市場」、財団法人日本証券経済研究所「中国の株式制度と証券市場の生成」(1994 年 12 月)等、各種資料より当方にて作成。

¹⁰ 証券会社の自主規制機関として証券市場の発展に関する業界の意見を発表するもの。

¹¹ 改訂証券法に基づき、証券会社は免許受理時に 1 万ペソ、以降、毎月、約定代金総額の 0.002% を投資家保護基金に差し入れる。証券会社が破産申告を行なった場合、原則として証券会社の顧客勘定は他の証券会社に移されるが、勘定の移転が不可能な場合、当該証券会社清算後、顧客勘定の補償を行なう。清算でも不十分な場合、投資家保護基金から補填を受けられる。

¹² 職務権限としては、上場の実質的審査を行なっている。

附属資料 4. アジア各国への邦銀進出状況

	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
	2001 年 12 月	2001 年 5 月	2001 年 12 月	2001 年 10 月	2001 年 10 月 ^{注2)}
支店 (オブショア支店)	3 3 (うち 2 行は支店と併設)	0 5	1 —	2 —	25(但し、支店数)
現法	—	1	4(但し、合併)		8(但し、リース会社等)
地場銀行への資本参加	2(但し FC へ資本参加)	3(推定)	NA	4	—
駐在員事務所	4	5	6	2	49(但し、事務所数)
邦銀の当該国向け与信残高 ^{注1)}	118(01/9)	63(01/9)	96(01/9)	32(01/9)	117(01/9)
邦銀シェア ^(%) (対全報告銀行比)	28.8	13.0	24.1	15.4	19.7
備考	93 年オブショア支店開設解禁、外資 14 行に許可 96 年フル・ブランチ解禁、外銀 7 行に許可	74 年以来、オブショア以外に外資の支店開設をストップ	68 年以降、支店形態での進出をストップ 88 年 10 月、合併銀行の設立を自由化	94 年 5 月、外国銀行参入法が成立 日・米・欧・亜合計で 10 行が支店開設	97 年 1 月、外銀の人民元取扱緩和(上海地区の 8 外銀が取扱、うち邦銀は 4 その後 3 邦銀を追加) 深圳でも 4 邦銀人民元取扱

注1) 出所は BIS 四半期報による。単位は億ドル、残高には現地の支店・現法以外からの融資を含む。

注2) 日本国際貿易促進協会資料による

附属資料 5. アジア各国の金融危機対応と金融規制緩和（97 年以降の対応策等の抜粋）

	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
1997	3 月・経営不振のファイナンスカンパニー (FC) 10 社へ増資命令、合併を奨励 5 月・非居住者とのバート取引を制限 6 月・財務状況悪化の FC16 社に業務停止命令 ・オフショア市場での取引制限 (二重為替相場導入) 7 月・タイ・バート暴落 ・為替相場を自由変動制へ移行。公定歩合引上 (12.5%) 8 月・FC42 社に営業停止処分 ・IMF・日本の主導で公的金融支援の枠組みを決定 9 月・輸出代金の為銀集中を義務化 10 月・政府、金融再建策を発表 外資出資規制の緩和、金融	・金融危機の当初、政府は債券・手形オペや銀行への資金預託による流動性確保で対応 ・政府は、金利の市場実勢容認姿勢	3 月・外国銀行に中小企業向け融資を義務化 4 月・預金準備率を 5% に引上げ 8 月・中銀、ルピア防衛のため金利引上げ、その後引下げ 11 月・小規模民間銀行 16 行を閉鎖 ・民間銀行へ特別支援融資	6 月・不動産融資規制 7 月・銀行の為替取引規制 非居住者取引、持高規制等 9 月・銀行の為替取引の規制強化 10 月・不良債権定義の厳格化 ・一般貸倒引当金の創設 ・貸し倒れ引当基準の厳格化 要留意債権への引当義務化	1 月・中国農村発展信託公司を閉鎖 8 月・中国証券監督管理委員会が上海、深圳の証券取引所を直接監督

	再建庁 (FRA) の設立、業務停止中の FC の預金・債権の FRA への移管等 12 月・FC56 社の清算を発表						
1998	1 月・二重為替相場を廃止 ・FC56 社の優良資産引継銀行設立。不良資産は FRA が競売 8 月・包括的金融再建策を発表 貸倒引当金基準の設定、金融機関への公的資金の注入、民間資産管理会社 (AMC) の設立、国有化商業銀行の処理等 12 月・国有化商業銀行 (1 行) をクルンタイ銀が吸収	1 月・中銀、預金の全額保護声明 6 月・不良債権買取機関 (ダナハルタ: 政府全額出資) を設立 8 月・資本取引規制の大幅強化 非居住者の RM 勘定の規制強化、非居住者による RM 証券売買の規制強化、RM による貿易決済の禁止等 ・資本注入機関 (ダナモダル: 中銀全額出資) を設立 9 月・企業債務再編委員会 (中銀) を発足 ・マレイシア株の国際店頭市場取引を制限	1 月・金融システム安定化策を発表、預金の全額保証、資本注入による銀行セクター再編等 ・インドネシア再編庁 (IBRA: 公的 AMC) を設立 2 月・IBRA による問題行の抽出 3 月・改正銀行法を施行 国内銀行への外資出資制限の撤廃、銀行監督権限の中銀移管、IBRA への特別権限付与等 4 月・問題行 7 行を営業停止処分、7 行は IBRA の監視下へ 8 月・IBRA 監視下の 3 行の業務を凍結、4 行の一時国有化等 9 月・資本注入プログラムを発表	3 月・銀行の最低資本金の段階的引上げ発表 (3 段階) ・為替相場のバンド制廃止 5 月・預金準備率引下げ (8%) 8 月・銀行の為替高規制を強化 10 月・預金準備率引上げ (10%) 12 月・世銀、金融セクター改革融資を承認 (経営健全化規制、透明性向上等の改革プログラム付	2 月・4 大国有商業銀行の資本を充足 3 月・法定預金準備率の一歩引下げ (13%→8%) 6 月・中国新技術創業投資会社を閉鎖 ・為替管理の一部強化 外貨の不正流出の防止 無用な人民元売りの防止 7 月・貸出債権の 5 分類化を広東で試行 (99 年より全国で導入開始) 8 月・深圳の外銀に人民元業務を許可 10 月・広東国際信託投資会社を閉鎖 12 月 中国初の証券法を可決		

1999	・民間 AMC の設立が本格化 11 月・FC56 社の優良資産引継銀行を UOB へ売却	3 月・投資元本の本国送金規制を撤廃、代りに送金課税制度実施 4 月・2Tier システムを廃止 7 月・中銀、地場銀行再編 6 グループ化計画を発表 9 月・投資への課税を緩和 ・ダナハルタは累計で融資総額の 41% の債権を買い取る 10 月・中銀、銀行再編要件を緩和	3 月・銀行再編マスター・プラン(銀行を 3 部類し資本注入)を発表 5 月・新中銀法施行(中銀の独立性強化が目的) ・資本注入を開始(23 行) 10 月・国営銀行への資本注入を開始	7 月・預金準備率引下げ(9%) 12 月・銀行に通貨毎の管理を義務化	1 月・中国人民銀行、支店再編を実施(地方金融秩序の確立) 8 月・外銀の人民元業務の許可範囲を拡大(上海・深圳) 11 月・法定預金準備率の引下げ(8%→6%) ・4 大商業銀行の不良資産買取・回収機関として AMC4 社を設立。
2000	5 月・クルンタイ銀が AMC 設立	2 月・地場銀行再編 10 グループ化の方向性が判明 4 月・地場証券会社社の集約化を発表 7 月・債券発行に係る規制緩和を発表	4 月・国営銀行に資本注入 6 月、7 月、11 月銀行に資本注入	1 月・邦貨の外貨交換規制 5 月・新一般銀行法を制定 10 月・資本移動の管理強化 ・流動性準備率引上げ(4%)	
2001	7 月・公的資金利用の資産管理会社 TAMC の設立 10 月・TAMC は不良債権の買取を開始	1 月・投資への課税を緩和 ・資本注入 10 行中 7 行がダナモダルに完済。 2 月・資本市場マスタープランを発		7 月・流動性準備率引上げ(7%) ・CAR 最低比率を 10% に設定 9 月・金融洗浄取締法を制定	1 月・信託投資公司理弁法を制定 信託投資公司の経営範囲等規定 5 月・中国銀行が新基準で不良債

		表、外資規制、取引規制緩和等を計画 3月・金融部門マスタープランを発表、国内金融業の健全化・効率化を推進			権比率を発表
--	--	---	--	--	--------

附属資料 6. アジア各国の金融制度・政策に対するドナーの見方

	金融市場・資本市場育成のための 監督管理体制	金融インフラ整備	金融部門改革／活性化
タイ	・2000 年度末までに金融監督の枠組みが構築されたと評価 (IMF) ・長期資金ニーズに対応できるよう債券市場の開発が必要。特にインフラセクターにとって長期資金は不可欠であり、地方債市場の発展が必要 (ADB) ・社債発行額の約半分が銀行又はファイナンスカンパニーによるものであり、22%が不動産セクター。債券発行者の裾野を広げ、また債券市場の魅力を高めることが求められる (ADB) ・債券市場の魅力を高めるため、税制面のインセンティブが必要 (ADB)	・公的な信用情報機関2つが金融危機後に設立したが、クレジット・ビューロー法案が未可決のため、いまだ活動が不十分 (WB) ・資本市場活性化のための減税措置置済 (WB) ・債券市場のより効率的な決済システムが開発されていると評価 (WB) ・信用格付け会社が 1 社のみからくる弊害を懸念 (ADB)	・不良債権により銀行経営が脆弱 (WB) ・政府方針は国営企業への融資拡大だが、不況による資金需要の低迷 (WB) ・国営銀行のリスクマネージメント技術の不足 (WB) ・政策が銀行改革のインセンティブを与えていない状況 (WB) ・中小企業金融における担保主義の横行 (WB) ・タイの生産性下落の一因は金融機関・ファイナンスカンパニーの採算を顧みない意思決定にある (WB) ・依然高い水準にある不良債権懸念 (IMF) ・不良債権処理の不徹底 (ADB) ・金融機関の再編不徹底 (ADB)

資料: WB ‘Country Overview’, IMF Public Information Notice ‘IMF Consultation’, ADB ‘A Study of Financial Market’, BIS Paper ‘The banking industry in the emerging market economies: competition, consolidation and systemic stability’ (Aug 2001), etc.

	金融市場・資本市場育成のための 監督管理体制	金融インフラ整備	金融部門改革／活性化
マレーシア	- 銀行の統合合併プランを発表(1998年7月)し、銀行体力強化のための資本注入と合併推進(WB) - 信用リスクマネージメントに関するガイドライン発効(2000年)(WB) 2001年8月までに51の銀行が統合済(IMF) - 銀行は中銀の政策に則り、間接金融で指導的役割を果たしてきた。(ADB) - 政府は設備近代化、預金増強施策と銀行間競争推進した(ADB) - NPL処理のための機構設立は時宜を得ていたがその後もたつき有り(ADB) - 中銀には高度な信用リスク管理手法(カントリー/移転リスク以外)あり - IMFパッケージ同様の施策の徹底実施が必要で、以下の具体策が必要(ADB) - Prudential Limit(一社規制等)厳格	- 国際基準とあわせて法制整備中(WB) - IMFパッケージ同様の施策の徹底実施が必要で、以下の具体策が必要(ADB) - 市場自由化日程の公表 - 政策決定過程の明確化と重要決定事項の公表 - クレジット・クランチ対応のより基本的な計画の作成を要す - Two-tier system 導入による国際化担い手金融機関の集中育成 - Equity Market は民間部門育成に貢献、証券取引所の機械化も進展した。(ADB) - 格付け会社、PDS ガイドライン、情報提供機関充実等の政府努力あり(ADB)	- 不良債権が再び増加(WB) - 金融危機の主因は、結局、政府指示貸出、競争不足、Prudential 規制の不在(ADB) - 混乱回避のため資本規制(1998年)やドル相場固定、NPL 認定基準の緩和も導入(ADB) - IMF パッケージ同様の施策の徹底実施が必要で、以下の具体策が必要(ADB) - 不良債権処分に対する内外投資家の自由参加、価格決定の透明化推進 - 政治がらみの貸出・コミットの政府勘定への移管 - 不動産、株式購入関連貸のほか、NPL 情報の開示強化 - 政府完全保証貸出の減少

	適用 ・保険業務検査のため独立組織の設立 ・証券取引委員会等は情報開示等基準作りに努めて来た 97 年不十分な事例が露見、市場の信頼を失った ・投機防止のため 1998 年証券市場取引を制限し、外国投資家等の信頼喪失		・金融機関の預金以外の資金調達手段の多様化推進 ・証券二次市場育成の努力は続いているが政府債等保有に係る準備預金が障害 (ADB)
--	---	--	--

資料:WB ‘Country Overview’ , IMF Public Information Notice ‘IMF Consultation’ , ADB ‘ A Study of Financial Market’ , BIS Paper ‘The banking industry in the emerging market economies: competition, consolidation and systemic stability ’ (Aug 2001), etc.

	金融市場・資本市場育成のための 監督管理体制	金融インフラ整備	金融部門改革／活性化
フィリピン	・政府内におけるクローニズムの存在 (WB) ・銀行は比較的健全だが、問題の一つはマネーロンダリング (IMF) ・金融機関の情報開示を大幅改善する必要あり (ADB) ・プルデンシヤル規制の強化が必要。(ADB) ・金融セクターにおける競争促進が重要 (ADB) ・銀行の競争、効率性向上のために、外国銀行の市場参入、民営化等が必要 (ADB)	・銀行システムの安定化を達成。(WB) ・銀行の会計制度及びディスクロージャーの強化が必要 (ADB) ・破産法等、法制見直しが必要 (ADB)	・過去3年、銀行は信用供与を削減(WB) ・金融機関は、発展する産業の資金ニーズに対応しなければならぬ (ADB) ・金融セクターはアジア通貨危機を乗り越えて、比較的健全 (IMF)

資料: WB ‘Country Overview’ , IMF Public Information Notice ‘IMF Consultation’ , ADB ‘ A Study of Financial Market’ , BIS Paper ‘The banking industry in the emerging market economies: competition, consolidation and systemic stability” (Aug 2001), etc.

	金融市場・資本市場育成のための 監督管理体制	金融インフラ整備	金融部門改革／活性化
インドネシア	• FSSI (金融監督機関) の設立プランはあるが、同時に中央銀行の監督能力強化も必要 (WB) • 金融監督制度の強化が必要 (IMF) • 金融監督機関の独立が重要 (ADB) • 銀行の会計制度は(まづ)国際基準に近いものとなっている (ADB)	• 破産手続きを短縮するために政府が商業裁判所を創設したが、その手続きの効果的な運用には、政府の強い意思が必要 (ADB)	• 銀行改革は 2001 年度前半、スローダウンと見ている (WB) • 銀行の構造改革は遅延 (IMF) • 大手国有銀行は流動性の問題あり (IMF) • 金融セクターにおける人材不足を問題視 (ADB) • 貸出規制により効率的な信用供与が阻害されている (ADB) • 貸出規制を撤廃すべきである (ADB) • 銀行ローンの品質保持のためには、銀行員のトレーニングが必要 (ADB)

資料: WB ‘Country Overview’, IMF Public Information Notice ‘IMF Consultation’, ADB ‘A Study of Financial Market’, BIS Paper ‘The banking industry in the emerging market economies: competition, consolidation and systemic stability ’ (Aug 2001), etc.

	金融市場・資本市場育成のための 監督管理体制	金融インフラ整備	金融部門改革／活性化
中国	• WTO 加盟へ向けた準備下、金融自由化を加速してきている (WB) • 中央銀行は幅広い金融制度改革を検討 (WB) • 銀行に対するビジネス税を低減中 (WB) • 金融セクターのディスクロージャーは不十分 (WB、IMF) • 金融監督制度の枠組みを変更済 (WB) • 証券市場は急速に発展 (WB) • 上場規制の緩和 (2001 年 3 月) (WB)	• 中央銀行は国際会計基準導入促進を検討 (WB) • 証券取引に関する規制内容について依然、混乱が生じている (ADB) • 証券取引に係る税制について、中央政府レベルでも十分統括されておらず、納税者の不平等感も懸念される (ADB)	• 金融セクターの緊急の課題は収益性の向上 (WB) • 4 大国有銀行は経営難 (WB) • 国有銀行の商業化による経営改善例も出現: 中国銀行 (WB) • 銀行の信用分析、リスクマネージメント、職員トレーニング、法律・会計制度の改善、審査等の必要性あり (IMF) • 政府として必要なことは、不良債権問題への対処、銀行貸出規制の緩和、銀行の与信業務にかかる独立性、会計監査制度の拡充、マネーマーケットの開発等である (ADB)

資料: WB ‘Country Overview’, IMF Public Information Notice ‘IMF Consultation’, ADB ‘A Study of Financial Market’, BIS Paper ‘The banking industry in the emerging market economies: competition, consolidation and systemic stability’ (Aug 2001), etc

附属資料 7. 企業会計制度・会計監査等にかかる現状の諸問題（対象アジア全般）

	企業	金融機関／証券取引所	金融インフラ・制度
直接金融	財務データ (P/L、B/S、C/F)	・会計処理の不徹底 ・作成される財務データが不正確 ・恣意的な財務データ作成 ・財務データ作成能力の不足(帳簿、タイムリーな四半期決算報告等)、そのための人材不足	・財務知識を有する経営者、人材層が薄い ・データベース(経営指標)が未整備
	ディスクロージャー	・ディスクロージャーに対する認識が希薄 ・財務ディスクロージャーの不徹底 ・情報がタイムリーでない ・現地語のみによる情報公開	・ディスクロージャー手段・制度の不整備 ・企業情報を分析するための産業統計等基礎統計の未整備 ・期待を裏切る経営に対する制裁概念の未整備 ・格付け機関の育成が課題 ・証券アナリストの不足(質・量)

直接金融	会計基準	• 会計基準の理解不足 • 会計基準変更のフォローが不十分 • 従来基準との経営比較が困難	• 会計基準を熟知した人材の不足 • 会計基準変更のフォローが不十分	• 会計基準設定主体の指導力が脆弱 • 企業会計制度の不適切性(外貨建債権債務の通貨暴落リスクに対する法定準備金の設定、滞留債権及び過剰在庫の評価修正) • 国際会計基準との大幅乖離
	会計士・税理士	• 会計士が商売優先で意見を言わない • 会計士の企業監査・分析力不足 • 恣意的な会計士の活用 • 会計処理について会計士に依存する傾向が強い	• 会計士の力量についての評価力不足 • 企業監査結果への過信または不信	• 会計士の育成制度が未整備 • 会計士資格制度の拡充が不十分 • 会計士による企業指導の場が未整備(監査覚書の適時・適切な提出が必要)
	監査制度	• 内部監査の不徹底 • 経営陣に対するご意見番の不在	• 企業経営に対する継続的なチェック機能不全	• 監査制度への低い信頼性 • 社会的、金銭的ペナルティの不在 • 外国人投資家の信頼回復対策が不十分

問 接 金 融	財務データ (P/L、 B/S、 C/F)	・作成される財務データが不正確 ・オーナー経営者による財務データの恣意的な処理 ・簿記会計の知識を有する人材不足 ・青色申告等税務会計の未浸透 ・社内管理体制が脆弱 (企業会計と家計との未分離)	・簿記会計の基礎知識を有する職員の不足、人材育成体制の未整備 ・企業財務データ収集、分析能力の不足 (行内格付け、融資条件への反映、早期回収措置等) ・顧客企業に対する指導的役割の不足	・簿記、会計の普及活動が不十分 (簿記検定、商業教育の充実等) ・パソコン財務会計システムの普及が不十分
	ディスクロージャー	・情報開示に対する消極的姿勢 ・情報開示内容が不十分	・融資企業に対する監督能力、厳格な指導力の欠如 ・開示情報に対するチェック能力、分析能力の不足 ・開示情報が限定される状況の中、それを補完するための企業審査ノウハウの不足 (現地調査ノウハウ、顧客情報の集積、定性的審査技術等)	・企業信用情報機関の未育成 ・中小企業格付け制度の未普及 ・企業情報を分析するための産業統計等基礎統計の未整備

間 接 金 融	会計基準	・会計基準に関する知識の不足（監査を受けていない企業や法人所得税法による監査を受けている企業は、開示・会計処理については、法人所得税法に従い、会計基準は念頭にない。）	・会計基準を熟知した人材の不足 ・会計基準変更のフォローが不十分	・会計基準設定主体の指導力が脆弱 ・企業会計制度の不適切性（外貨建債権債務の通貨暴落リスクに対する法定準備金の設定、滞留債権及び過剰在庫の評価修正） ・国際会計基準との大幅乖離
	会計士・税理士	・税理士が多忙で企業分析できない ・税理士への会計処理を丸投げ ・税理士が商売優先で意見を言わない ・税理士の恣意的活用	・税理士の力量についての評価力不足 ・企業監査結果の過信	・税理士の育成制度が未整備 ・税理士資格制度の拡充が不十分 ・税理士による企業指導の場が未整備
	監査制度	・内部監査制度の不徹底 ・経営陣に対するご意見番の不在	・監査人制度の軽視 ・監査人の力量の評価力不足	・非公開会社への監査制度が不適切
		企業	金融機関／証券取引所	金融インフラ・制度

附属資料8. アジア各国におけるコーポレートガバナンスの実態

	タイ	インドネシア	フィリピン	マレーシア
株式保有	①FB が過半数保有、②FB のピラミッド、相互持合、1株1票の原則逸脱			
1FB の最大資本市場占有率		16. 6%	17. 1%	
上位 10 ファミリーの資本市場占有率	46. 2%以上	57. 7%以上	52. 5%以上	28. 3%(トップ 15)
FB の資金調達傾向	外部借入への依存度増加	外部借入への依存度増加	外部借入への依存度増加	
FB の銀行支配	大半の金融・証券会社支配(比率は危機以降低下)	大半の金融・証券会社支配(比率は危機以降低下)	大半の金融・証券会社支配	
ROA	10. 8%(1988 年)	9. 4%(1988 年)	7. 1%(1988 年)	5. 4%(1988 年)
FB の収益性／成長性	FB 形態に有利	FB 形態に有利	FB 形態に有利	
業務コスト	BLS や EMS 比、安い(融通性)	BLS や EMS 比、安い(融通性)	BLS や EMS 比、安い(融通性)	
銀行による管理	銀行の再編進行中	銀行の再編進行中		銀行の再編進行中
金融評価(指標)				
格付け関連制度	6. 25	3. 98	2. 73	6. 78
政府内汚職	5. 18	2. 15	2. 92	7. 38
会計基準	64	NA	65	78
一人当たり GNP1997 年	2, 800ドル	1, 110ドル	1, 220ドル	4, 680ドル

出典:Haider A. Khan (1999), "Corporate Governance of Family Business in Asia: What's Rights and What's Wrong?", ADBI Working Paper 3 より当方にて作成。

なお、金融評価は、各評価項目について計数化されたもので、高い数値ほど高い評価となっている。

注:FB (Family Business)、BLS (Bank-Led System)、EMS (Equity Market-Based System)

備考:中国については、上表の各国と比べ国有企業を中心として特殊事情が存在する。中国におけるコーポレートガバナンスの重要な問題点としては、①会計監査制度の改善(オフバランス取引の情報開示等)、②取締役の権限強化(国営企業の場合、経営の独立が保証されるべきであること等)があげられる(OECD)。一方、国有銀行の国有企業等に対する監督能力についても疑問が残る